

# 人数算定省令

- ※ 全体像が把握できるよう、代表的なものを抽出し、整理しております。
- ※ 整理及び紙面の都合上、御意見の表現については要約・簡素化しております。

主なご意見	見解・対応等
<p>「高齢者・障害者の人数の算定」に関して、発達障害者、難病患者及び高齢者の人数(比率)等を加えること。</p>	<p>本省令は、1日当たりの平均的な利用者数が5,000人未満である旅客施設を特定旅客施設と扱う場合の判断基準として用いられる「当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数」について、その算定方式を定めるものです。したがって、その算定に当たっては、制度的な安定性のもとに抽出された人数を用いるべきであることから、法律においてその概念が明確化されて、法律又はこれに準ずる通達によって手帳制度が確立している障害類型(身体、知的、精神)を対象とすることが適当であると考えています。</p> <p>なお、特定疾患については、法律上の概念が明確化されていないものと認識しており、ご提案の趣旨を採用することは困難であると考えています。</p>